

② エネルギー、食糧等の自給力向上

家庭・地区内での食糧備蓄を進めるほか、太陽光、風力、バイオマス（※光合成によって成長する草木類や、動物由来の残さ・糞尿等）などの再生可能エネルギーを活用した自立分散型の電源を確保して、特に公共施設の停電のリスクを回避します。将来的には、災害時の調達だけではなく、食糧、エネルギーを地域内供給できる仕組みをつくります。

【取組み項目】

○家庭、地域の備蓄体制の構築

- ・防災備蓄倉庫、備蓄品等の検証と見直し
- ・備蓄品配布ルートとルールの設定
- ・家庭備蓄の推進
- ・近隣、地区内での備蓄分担

○自立分散型エネルギー、食糧の地域内供給の仕組み構築

- ・公共施設の再生可能エネルギーの活用
- ・集落・地域レベルのエネルギー自給
- ・食の自給力（地域内供給力）の確保

○災害に強いライフラインの整備

- ・電気、上下水道、通信

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	防災拠点施設整備事業	発災時、中核的な役割を担う防災拠点施設を対象に、自立分散型エネルギー機能、通信機能強化等を実施します。	市				
2	食の自給力向上事業	自給力の低い作物の作付誘導等により、食の自給力（地域内供給力）の確保に努めます。	市				
3	通信基盤強化事業	自立分散型エネルギー施設を活用した無線 LAN 機能の強化等、震災に備え市内の通信基盤を強化します。	市				
4	防災対策推進事業	総合防災訓練や研修会等を通じ、各家庭での食糧及び飲料水の備蓄の普及に努めます。	市				

③ 重層的な災害支援ネットワークの形成

市内の沿岸部と内陸部、市外の内陸都市と連携し、災害時に医療、救護、消防、物資等を支援し合う体制を構築します。また、大学、NPO、企業（医療・食品・輸送・通信）等の知見、技術、ノウハウを災害時にも活用できるような災害支援ネットワークを形成します。

【取組み項目】

- 沿岸部と内陸部の災害支援連携
- 大学、NPO、企業、海外との災害支援ネットワークの形成

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	災害時相互応援協定締結促進事業	市外の内陸都市と連携し、災害時に医療・救護・消防・物資等を支援し合う体制を構築します。	市	➡			



2 支え合って安心して暮らせるまちづくり

(1) 暮らしやすい居住環境の整備

住まいを失い、応急仮設住宅や賃貸住宅等に居住している被災者、さらには、自宅を修理して住んでいる被災者についても、不安で不便な暮らしを強いられています。その苦勞とストレスを軽減するために、サポート拠点を設け生活再建支援に注力するとともに、交通や買い物等の生活の利便性を高めて仮設住宅環境の向上に努めます。

また、住宅再建支援によって恒久的住宅への移行をスムーズに推進する一方で、資力や諸条件から再建が困難な方につきましては、ニーズに合った住みやすい災害公営住宅を整備、供給していきます。

① 仮設住宅環境の向上

仮設住宅入居者を対象にしたワンストップ的なサービスの生活相談窓口を設け、生活全般の相談を受け付けるほか、生活再建支援、住宅再建支援等の支援制度情報を提供していきます。また、市や社会福祉協議会が連携して被災者の生活支援にあたる「被災者サポートセンター」を設置し、福祉、健康、生活にわたる総合的なサポートを行う体制をつくります。アンケート調査等で随時入居者の意向を把握しながら、居住環境を向上させていきます。

【取組み項目】

- 生活再建支援
 - ・生活相談窓口の設定
 - ・被災者サポートセンターの設置による生活支援
 - ・生活再建支援制度等の活用
- 仮設住宅環境の改善
 - ・居住環境調査の実施、改善
- 住宅再建支援



【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	仮設住宅断熱等機能強化事業	仮設住宅の断熱性能の機能強化等、居住環境の改善に努めます。	県、市				
2	被災者生活サポートセンター運営事業	主に仮設住宅入居者を対象とし、コミュニティ形成や活動支援、高齢者見守り等のサービスを実施します。	市				
3	仮設住宅支援（行政相談連絡員等設置）事業	仮設住宅のコミュニティ目的として、仮設住宅団地の規模に応じ、行政相談連絡員等を配置します。	市				
4	仮設住宅入居者健康支援事業	仮設住宅入居者を対象に、個別訪問や健康相談会を実施し、入居者の健康管理に努めます。	市				

② 恒久住宅の整備

災害公営住宅の整備にあたっては、集団移転も含めた住民意向を十分に把握した上で、適切な供給計画を立てます。その際、自己資金や家族構成等で選択できる多様な住宅タイプを想定します。

災害公営住宅の形態の一つとして、入居希望者の生活形態やニーズに合った複数世帯が共同で生活しやすい多目的型（例えば、コレクティブハウス：居間や食堂などの共同で使用できるスペースを備えた集合住宅）の低層集合住宅や、高齢者のために介護施設を併設するなど、住みやすく配慮して整備します。庭や農園、交流スペースをつくるなど潤いのある居住空間を工夫します。また、住まいと併せて暮らしの自立を支援する制度の充実を図ります。

【取組み項目】

- 災害公営住宅の整備
 - ・住民意向の把握と供給計画策定
 - ・住みやすく、選択可能な災害公営住宅の整備
- 自立再建支援
 - ・自立再建支援制度
 - ・持家再建の支援
- 木造住宅の耐震化
 - ・耐震補強支援制度

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	災害公営住宅整備事業	集団移転予定地や市有地に、戸建タイプ、集合住宅タイプ、コレクティビティタイプ等、被災者の状況によって選択可能な災害公営住宅を860戸整備します。	市				
2	災害公営住宅家賃低廉化事業	入居者の家賃負担を軽減し居住の安定確保を図ります。	市				
3	東日本大震災特別家賃低減事業	低所得額の入居者の家賃負担を一定期間軽減し、生活再建を支援します。	市				
4	住宅応急修繕事業	被災した住居を修繕し、早期に自宅での生活を再開できるよう努めます。	県、市				
5	生活再建支援事業	生活再建支援制度の窓口を設置し、速やかな生活再建、住宅再建を支援します。	県、市				
6	公営住宅災害復旧事業	被災した既設公営住宅を速やかに復旧します。	市				
7	木造住宅等震災対策事業	旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震診断、改修工事に対し補助金を交付します。 危険ブロックの撤去費用についても補助金を交付します。	市				

③ 商業施設の整備と医療、福祉の公共交通等との連携

仮設住宅（あるいは災害公営住宅）は、不便な場所に立地しているケースもあるため、仮設店舗を整備していきます。あわせて、高齢者の健康や暮らしを支えるデマンド交通らくらく号の運行や、震災対応巡回バスを運行するシステムを拡充し、買い物、通院などの生活の利便性を確保します。

【取組み項目】

○仮設住宅、災害公営住宅等の利便性の確保

- ・仮設店舗の整備

○デマンド交通、巡回バスの運行

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	仮設店舗整備事業	仮設住宅は、不便な場所に立地しているケースがあることから、仮設団地内に仮設店舗を整備します。	市				
2	仮設住宅巡回バス運営事業	仮設住宅に入居する高齢者等の交通弱者の移動手段として、仮設住宅巡回バスを運行します。	市				
3	カーシェアリング事業	被災者の交通手段を確保するため、カーシェアリング事業の導入を図ります。	民間				

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上

震災によって、市民の生活環境は大きく変化しました。特に教育施設、文化施設が被害を受けており、様々な公共サービスを提供できない状況になりました。早急にそれらの施設・機能の回復を図り、安心して利用できる環境を取り戻していきます。

また、多くの人が震災や環境の激変による心のストレスを抱えています。子どもたちの心のケアや高齢者等の孤独死の防止など、寄り添いながら心を癒していくことのできるケアシステムをつくります。

震災を経て、多くの人がこのまちへの思いに気付かされました。まちの記憶や宝を再生、記録し、次世代へとつないでいく必要があります。そして何より、災害を乗り越えて復興へと歩む人々の姿は、子どもたちへと伝わり、まちの誇りとして継承されていくはずです。

① 保健・医療・福祉サービスの充実

地域医療については広域的医療連携を図り、医療、保健、福祉のサービスの充実を目指します。また、高齢者等の心身の健康を保つ医療サービスを充実させます。加えて、在宅福祉サービス等によって生活支援を充実させながら、心のケアや見守りを行っていきます。

災害医療体制を整え、高齢社会にも対応していくために、市内の医療・保健・福祉関連機関を集約化し、広域的医療連携を進めていきます。

【取組み項目】

- 保育所施設、高齢者福祉施設の安全地域への移転整備
- 医療・保健、福祉の連携による地域医療、福祉の総合的サービスの提供
- 被災高齢者、障害者、災害時要援護者等の生活支援、見守り
 - ・在宅福祉サービスの充実
 - ・被災者の健康相談、心のケア
 - ・孤立、孤独死の予防
- 広域的医療連携による災害医療体制の充実
- 福祉団体、NPOの活動推進と連携

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	災害関連無料法律相談事業	H23中は司法書士や弁護士による無料法律相談、H24以降は、法テラスを活用し、常設の法律相談窓口を設置します。	市				
2	心と身体の健康支援事業	医師、精神保健福祉士等専門職と連携し、被災した市民の心のケア及び健康管理の支援に努めます。	市				
3	仮設保育所設置事業	被災した野蒜・牛網・小野保育所を統合し、仮設保育所を設置します。	市				
4	保育所統合整備事業	矢本東保育所を移転新築し、大曲浜保育所を大曲保育所と統合整備します。また、矢本西保育所を民間委託運営し、保育環境の向上に努めます。	市				
5	学童保育施設整備事業	矢本東、矢本西、大曲、赤井、大塩、野蒜小学校地域内に仮設学童保育施設を設置します。	市				
6	社会福祉施設再建事業	被災した特別養護老人施設、グループホーム等の再建に向け、相談窓口を設置します。	市				
7	医療機関再構築事業	被災した医療機関の再構築に向け、相談窓口を設置します。また、医療空白地域の解消のため、医療機関の誘致を促進します。	市				
8	災害援護資金貸付事業	世帯主が負傷又は住居、家財に損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の再建のための資金を被害の程度に応じ貸し付けします。	市				

② 教育環境の充実と文化の継承

学校施設については、野蒜小学校、浜市小学校、鳴瀬第二中学校が壊滅的な被害を受けており、今後の少子化等も見据え、統合や再編も視野に入れて検討していきます。

また、震災遺児への生活・養育支援を継続的に実施していく体制をつくります。児童、生徒の心のケアを行うために、スクールカウンセラー等の専門家を派遣するとともに、学校、家庭、地域とが連携して子どもたちを見守っていく環境を整えます。

被災した文化施設、体育施設を整備するとともに、震災によって失った地域資源（文化、自然・景観等）の記憶を丹念に再生、記録し、次世代に伝えていきます。また、まちの記憶の拠り所となるシンボル、名所等を復元して、地域の思いをつなげていきます。

【取組み項目】

- 学校施設の整備、再編
 - ・被災学校施設の移転と学校再編
- 震災遺児支援
- 児童、生徒の心のケア、サポート
 - ・学校、地域によるサポート体制
 - ・スクールカウンセラー等の専門家ケア
- 文化施設、体育施設の整備
- 伝統文化の再生と継承
 - ・文化財の被災状況調査と修繕復旧
 - ・伝統文化等地域資源の再生、記録
 - ・まちへの思いや誇り、地域の絆の継承



【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	学校関係施設災害復旧事業	被災した小学校、中学校、幼稚園、給食センターを速やかに復旧します。	市				
2	被災小学校仮設校舎等整備事業	被災した野蒜小学校の仮設校舎、浜市小学校、鳴瀬第一中の不足教室を速やかに整備します。	市				
3	鳴瀬地区学校教育復興調査研究事業	将来の人口動態を見込みながら、子ども達にとって望ましい小中学校の再編の在り方について検討します。	市				
4	鳴瀬地区学校教育復興事業	鳴瀬地区学校教育復興懇話会の検討に引き続き、再編整備計画、スケジュール等について検討します。	市				
5	鳴瀬地区学校再建事業	被災した浜市小・野蒜小、鳴瀬第2中学校の学校施設を再編整備計画に基づき再建します。	市				
6	臨時スクールバス運行事業	被災により学区を離れ通学せざるを得なくなった児童・生徒の通学手段を確保します。	市				
7	就学援助事業	被災し、就学困難と認められる児童・生徒に対し、就学援助対象費目を支給します。	市				
8	ランドセル支援事業	被災し、就学困難と認められる新1年生に対し、ランドセルを支給します。	民間				
9	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	被災した児童・生徒の心のケアを行い、安心して学校生活が送れるように支援します。	国、県				
10	子どもの心を支援する教師のための心のケア研修事業	被災した子どもに関する理解を深め、教職員の心のケアを行い、児童・生徒の正常な活動を支援します。	民間、県				
11	社会教育施設災害復旧事業	被災したコミュニティセンター、図書館及び奥松島縄文村施設を速やかに復旧します。	市				
12	社会体育施設災害復旧事業	被災した運動公園や体育館を速やかに復旧します。浸水した社会体育施設は含みません。	市				

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
13	市内文化財等復旧事業	被災した石碑、標柱等を速やかに復旧します。	市				
14	特別名勝松島グランドデザイン策定事業	特別名勝松島地域の文化遺産を活用した震災復興グランドデザインを策定します。	市				

(3) 地域コミュニティの自治力の醸成

発災時の避難や避難所生活において、最も心強かったのは、家族と地域コミュニティのつながりだったと、多くの方が語っています。避難の誘導、避難所の運営、物資の配布等々、地域コミュニティの人たちが、声を掛け合い、助け合って苦難を乗り越えてきました。この力を活かして、日頃から地域コミュニティとしてのつながりを作り、互いに支え合う関係づくりをしていくことが大切です。

住民自治の基盤は地域コミュニティであり、その主体は地域住民です。行政に依存することなく、自分達で話し合い意思決定し実践していく力が自治力であり、行政と共に対等の立場で課題解決に向けて力を出し合うことが協働といえます。東松島市の協働のまちづくりは、地域コミュニティの真の自治力を培うことから始める必要があります。

① 仮設住宅のコミュニティ形成

震災前の従前の地区コミュニティから仮設住宅のコミュニティ、さらに集団移転先等のコミュニティと、コミュニティの形が変遷することになります。従前のコミュニティ住民は現在分散居住しており、集団移転を含めた協議と合意形成を行うのは困難な状況です。分散居住の段階でも、集団移転等による新しいコミュニティ形成に向けて、コミュニティのつながりを維持し、住民の話し合いによる合意形成をしていく必要があります。このような変遷の段階に合わせたコミュニティ形成や活動を支援していく体制が必要です。

特に、仮設コミュニティでは仮設住宅の入居が抽選であったため、見ず知らずの関係から新しいコミュニティを形成しなければなりません。また、仮設住宅の立地場所には既存の地区コミュニティがあり、そのコミュニティとの関係づくりも重要な問題です。

仮設住宅において集まりの場をつくり、話し合いを重ねながら、仮設生活のルールづくりや、仮設運営に向けて自治会等の組織形成に繋げていくことが必要です。また、仮設住宅住民と既存の地域コミュニティと共同作業、行事・イベント等を行って、連携・交流を深めていくことも大切になります。

【取組み項目】

- 仮設住宅コミュニティの形成
 - ・仮設運営に向けた話し合い
 - ・自治会等の組織形成
- 仮設住宅住民と地域コミュニティとの交流、連携
 - ・共同作業、行事・イベント等による交流の場づくり
 - ・仮設住宅のサポート

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	コミュニティ再生支援事業	宮城大学・JICA等より復興まちづくり支援員を派遣してもらい、コミュニティ形成の促進を図ります。	県				

② 自治組織の再建と復興地域計画（仮称）の策定

市内8地区の住民自治協議会は、東日本大震災においても、重要な役割を果たしました。多くの住民自治協議会において役員や職員が、避難、救助、被災者支援、避難所運営等に大きな成果をあげています。しかし、津波が直撃した沿岸部については、活動拠点である市民センター、地区センターも被災し、活動の中止を余儀なくされました。

今後、集団移転や地域のまちづくりについて、コミュニティで集まり話し合っていく必要があり、また、そのような場を望む声が多くなってきました。コミュニティ活動を再開するため、仮設の市民センター等を確保するとともに、地区の話し合いを推進していきます。

復旧・復興の進行と同時に、被災後の環境変化や新たな地域課題に対応した「地域計画」の見直しを行う必要があります。集団移転や道路、学校等の公共施設、避難・防災施設やその機能のあり方も含めて地区単位で話し合い「復興地域計画（仮称）」として策定できるようサポートします。また、地域計画の策定支援とともに、計画に挙げた地区の重点事業についてはモデル的に実施できるような仕組みをつくります。

一方で、発災以前に組織率100%を達成していた自主防災組織については、今回の災害においても、避難誘導等において中心的な役割を果たしてきましたが、震災により、特に被災地域において環境が激変し、余震等のリスクが高い状況にあることや応急修理が進み自宅に戻る方が増えつつあることも踏まえ、防災計画の見直しと合わせた自主防災組織の再建を進めます。

【取組み項目】

- 市民センター、地区センター等の拠点施設の再建・再編
- 自主防災組織の再建（再掲）
- コミュニティ活動の再開
- 「地域計画」の見直し、「復興地域計画（仮称）」の策定と事業展開

【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	市民センター仮設事務所整備事業	被災した野蒜、宮戸市民センターについて、仮設事務所を早期に整備します。	市				
2	市民センター・地区センター修繕事業	被災した市民センター・地区センターを早期に修繕します。	市				

③ コミュニティ活動支援体制の確立

仮設住宅でのコミュニティ、集団移転先でのコミュニティ、既存のコミュニティに対応して、新しいコミュニティ形成やコミュニティ活動の再開支援、地区計画策定支援を担う、専従的人材として「復興まちづくり推進員」等を配置しました。人員の経験、能力を高めながら、継続的な支援体制を構築していきます。

また、現在、仮設住宅も含めた被災地域において、各部署及び社会福祉協議会、N P O・ボランティア団体等がそれぞれに支援員を配置し、生活支援やコミュニティ支援を行っています。これらの人や組織を集めて、意見交換して情報共有をする仕組みとして「東松島市地域支援員連絡会」を立ち上げています。このネットワークを活かして、市・社会福祉協議会で設置する「被災者サポートセンター」と連動しながら、一体的に生活支援、コミュニティ支援ができる体制づくりを行っていきます。

また、これまで多くの外部支援団体が東松島市内で活動をしてきました。これらの団体の活動を適正にコーディネートするとともに、地域の人・組織との交流を進めてノウハウを地域に蓄積していく仕組みをつくっていきます。

【取組み項目】

- コミュニティ活動支援体制の確立
 - ・復興まちづくり推進員の配置
 - ・コミュニティ支援拠点の設置
- コミュニティ・N P Oの連携とまちづくりの人材育成
 - ・外部支援団体のノウハウの蓄積、活用